

○議長(公爵近衛篤齊君) 華族令中改正ニ關シテ貴族院令第八條ニ依リ御諮詢ノ件、政府提出、會議、特別委員長報告、本會議ハ徳川公爵其外ヨリ祕密會議ニスルト云フ要求ガアリマス是ニ附イテ採決ヲ致シマス、祕密會議ニスルト云フコトニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤齊君) 過半數ト認メマス、是ヨリ祕密會議ニ移リマス
(午前十時十二分祕密會議ニ移ル)

午後二時開議

○議長(公爵近衛篤齊君) 是ヨリ大分縣下郡界變更法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

(小原書記官朗讀)

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
明治三十二年二月十八日

衆議院議長片岡健吉

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス)

大分縣下郡界變更法律案
大分縣豐後國速見郡湯平村ヲ同縣同國大分郡ニ編入ス
附 則

此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス
(政府委員深野一三君演壇ニ登ル)

○政府委員(深野一三君) 本案ヲ提出致シマシタ理由ヲ簡短ニ述べマス、此

大分縣速見郡湯平村ハ速見郡ノ西南隅ニ僻在致シマシテ速見郡ノ他ノ各町村トノ間ハ山ヲ以テ隔テマシテ甚ダ不便利デアルノデアリマス、然ルニ大分郡ノ方ニ對シマシテハ餘程平坦ニゴザイマシテ便利ヲ得マスル譯デアルノデアリマス、ソレデ又郡ノ境界ヲ變更ラスルコトハ彼ノ地方ノ官民共ニ大ニ希望シテ屢々申出テ居ル次第テゴザイマシテ一ノ反対者モアリマセヌノデゴザイマス、ソレデ是ハ極簡單ナ法律案デゴザイマスカラドウゾ速ニ御協賛ヲ願ヒマス

○松岡康毅君 委員會ヲ開キタウゴザイマスガ御許ヲ……
○議長(公爵近衛篤齊君) 宜シウゴザイマス、他ニ御發議ガナクバ右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選定ニ移リマス

○子爵錦織教久君 此委員ノ選定ハ議長ニ御委託致シタウゴザイマス
(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤齊君) 議長委託ニ御異議ハゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤齊君) 明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案(第七號)並送付、會議、豫算委員長報告

(子爵谷千城君演壇ニ登ル)

○子爵谷千城君 唯今議題ニナツテ居リマスル明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案第五號及明治三十二年度歲入歲出總豫算追加案第六號ソレカラ明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案及明治三十一年度特別會計歲入歲出總豫算追加案、此四種ノ追加豫算案デゴザイマスルガ是ハ委員會ニ於キマシテハ此儘可決シテ然ルベシト評議ニナリマシテゴザイマスルカラ、ドウゾ諸君モ其御含テ御賛同アランコトヲ希望致シマス、此鐵道年度割ノ所ニ於キマシテ朱書デ大變此金額ニ差ガ出來テ居リマス、ソレハ即チ御承知ノ通本年度ハ狂ヒハゴザイマセヌガ、三十二年度ノ歲出ヨリノ所ニ非常ナ狂ヒガゴザイマスルガ、是ハチヨウト見マスル衆議院ノ修正案ノヤウニアリマスルカラ其ク衆議院ノ修正案ニアラズシテ政府ガ之ヲ修正シタモノデゴザイマスカラ其御含テ御評議ヲ願ヒマスモウ別ニ御報告致シマスルコトモゴザイマセヌ

○議長(公爵近衛篤齊君) 明治三十一年度歲入歲出總豫算追加第七號全部ヲ問題ニ供シマス
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○伊澤修二君 唯今ノハ第七號デゴザイマスカ

○議長(公爵近衛篤齊君) サウデス、第七號ノ中ニハ甲號乙號トアリマス、是ハ兩方トモ併テ問題ニ供シマス

○伊澤修二君 尚ホチヨウト質問致シタイデスガ此陸軍省ノ所管ノ部ノ此第十四款臺灣匪徒鎮定費此所ニ附イテチヨウト質問致シタイト考ヘマス、此本

案ノ理由書ニモチヨウト見エテ居リマスガ、此臺灣ノ匪徒ノコトハ臺北近傍ハ稍ニ鎮定ニ歸シタル如クデゴザイマスガ臺中臺南ノ方ニ於テハ尚ホ大ニ匪徒ガ起シタニ依テ尚ホ茲ニ二十萬圓ノ金額ヲ要スルト云フコトガ見エテ居リマスケレドモ成ル程此匪徒ノ起リマスル事實ガアルカラ是ニ金額ヲ要スルト云フコトハ已ムヲ得ヌコトハ存ジマスルガ併シ其承ル所ニ據リマスレバ此先キドノ位マデ行カレルカト云フコトハ甚ダ疑ハザルヲ得ヌ次第デゴザイマス、テ匪徒ガ起レバ金ガイル、金ガイレバ要求スルト云フ如キコトデハ到底此臺灣ノタメニ何千万ノ金ヲ費シテモ鎮定ノ功ヲ奏スルトキハ實ハ來ラヌコトニナリハセヌカ思フ、就イテハ此二十萬圓ニシテ鎮定ノ功ヲ奏スルカ、其程度ト云フモノハドノ位ノ所マデ既ニ行カレタカ、此先キドノ位マデ行カレルカト云フコトノ答辯ヲ求メタイノデアリ

○政府委員(男爵野田鶴通君) 演壇ニ登ル
○政府委員(男爵野田鶴通君) 唯今伊澤君ヨリ臺灣ノ匪徒鎮定ノ件ニ附キマシテノ御質問ニ御答致シマス、伊澤君モ臺灣ノ實地ニ御臨ニナツテ居リマス

ルカラ土匪ノ如何ニ致セバ鎮定ノ功ヲ奏スルヤ否ヤト云フコトニ附イテハ多
少御考モゴザイマセウカト存ジマスガ、總督府ニ於キマシテモ此點ニ附キマ
シテハ最ミ困難ヲ致シマシテ種々鎮定ノコトニ附イテハ手段ヲ執リ鎮撫ノ策
ヲ立て、居リマスノデゴザイマスガ、是ハ到底一朝一夕ヲ以テ全ク鎮定ノ功
ヲ奏スルト云フコトハナカく、ムツカシイコトデゴザイマシテ、ソレハ寛嚴
相俟テ漸時鎮定ノ手段ヲ執ルヨリ外ナイト存ジラレマスル、ソレデ最初ニ臺
北管内ダケハ土匪ノ重立チマスル者ノ巨魁ニ説諭ヲ致シテ多少鎮撫ヲ爲シ、
一方ニ於テハ已ムヲ得ザル暴徒ヲ鎮定致シマシテ臺北管内ダケハ稍々鎮撫
ニ赴キマシタ、所ガ尙ホ臺中、臺南、管下ニ於キマシテハ諸方ニ土匪ガ集團
ヲ致シマシテ良民ヲ害シ、旅行者ヲ惱メ到底其儘ニ差措ケナイ場合ニ至リマ
シタガ故ニ昨年十一月以後大部隊ヲ以テ臺中臺南ノ兩管下ノ大掃除ヲ致シマ
シタノデアリマス、其場合ニ於キマシテハ數多ノ巨魁ヲ捕縛シ且ツ銃殺ヲ致
シマシタ者モゴザイマシテ稍々ワレ等モ鎮定ノ目的ヲ達シタ次第デゴザイマ
ス、ソレデ其タメニ約二十五万圓程ノ金ヲ費シマシテゴザイマス、唯今ノ目
的デ見マスレバ漸次是マデヨリモ土匪ノ暴行ハ減少致スデゴザイマセウト云
フ考ヲ持テ居リマスノデゴザイマス、併ナガラ全ク今度ノ大掃除ノタメニ全
部カ鎮定ヲ致シテ將來ハ土匪ガ起ラナイカト云フコトハ到底今日マデ斷言ハ
出來マセヌノデゴザイマス、必ズ將來ニ於キマシテモ多少土匪ノ憂ハゴザイ
マセウト存ジマスガ是ハ先刻モ申上ゲマシタ通寬嚴ノ二ツヲ以テ一ツ鎮定ノ
手段ヲ執ルノ外ナイト存ジマス

○伊澤修二君 尚ホ進ンデ伺ヒタインデスガ、私共ノ承ル所ニ依リマスルト
即チ其臺北臺南臺東ノ所ノ如キハ此大討伐ヲ施シマシタ其討伐ヲ經タ場所ガ
二十四時間ヲ經ナイ中ニ忽チ土匪ノ大ニ集合シタト云フコトヲ噂ニ聞キマシ
テゴザイマス、私共ハ決シテ左様ナコトハアリ得ベキコト、ハ考ヘマセヌガ
巨額ノ金ヲ使フテ十分ナル軍略ヲ以テ致サレタコトガ斯様ナコトニナツテハ
ナラナイト思ヒマス、併シ果シテソレ等ノ事實ガアキヤ否ヤト云フコトヲ承
リタイノデアリマス

○政府委員(男爵野田鈴通君) 御答ヲ致シマス、土匪ハ御承知ノ通集團ヲ致
シテ居リマスル所ヲ打拂ヒマスレバ皆ワレハ散亂ヲ致シ又幾分カ殘餘ノモノ
ガ一方ニ守備ノ薄イ所且ツ警察力ノ薄弱ナル點ガゴザイマスルト又直グニ出
ルト云フヤウナコトハ今日マデノ經驗上免レガタイコトデゴザイマスル、ソ
レデ此大掃除ヲ致シマシテ後朝州庄附近ノ辦務署及憲兵屯所ヲ襲レマシタコ
トノ報告ガ參テ居リマス、辦務署員ニ死傷モアリマシテ其附近ノ守備隊ハ其
報知ヲ得マシテ追撃ヲシテ追拂ヒマシタコトガゴザイマス、大討伐ヲ致シマ
シタタメニ將來土匪ノ憂ハナイト云フコトハ到底當分ノ所中ニ全滅ヲスルト
云フコトハムツカシイコト、存ジマス、併シ大部隊ノ塊リハ今度ノ大掃除デ
全ク掃除致シマシタノデゴザイマス

○伊澤修二君 然ラバ尙ホ進ンデ伺ヒタウゴザイマス、其重ナル土匪ノ頭即

チ臺南邊ノ……臺中臺南邊ノ重ナル土匪ノ頭ト云フモノハ誅戮ニ就イタノデ
ゴザイマスカソレヲ伺ヒタインデゴザイマス、其小ザナ土匪ノ頭ノ名前ハ承
知シテ居リマセヌガ重ナル土匪ノ頭ハ聞エ渡テ居リマスカラ其重ナルモノ
ガ誅戮ニ就イタカ如何カト云フコトヲ……

○政府委員(男爵野田鈴通君) 御答致シマス、巨魁全部ヲ消滅セシメタト云
フコトハ先刻申シマシタ通全クサウ云フ場合ニハ参リマセヌガ、此度ノ大掃
除ニ依リマシテ巨魁ナルモノ、中デ擊殺シタ者ヲ申上ゲマスレバ臺中ノ部
隊察知、陳萬發、廖乞食、連老、吳西田、臺南ノ部デ、張添壽、阮振、魏
開、盧石頭、是ハ此度ノ掃除ノタメニ擊殺ヲ致シマシタコトニ承知致シテ居
リマス

○議長(公爵近衛篤曆君) 本案全部御異議ナクハ原案ニ決シマス
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤曆君) 明治三十一年度特別會計歲入歲出豫算追加案、特
追第四號、本案全部ヲ問題ニ供シマス
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤曆君) 御異議ガナクハ原案ニ決シマス
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤曆君) 明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案第五號、是
ハ次ノ日程ニアリマスガ委員長ノ報告ハ濟シテ居リマス、是レ亦本案全部ヲ
問題ニ供シマス

○議長(公爵近衛篤曆君) 〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤曆君) 御異議ガナクハ原案ニ決シマス、次同第六號
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤曆君) 御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤曆君) 然ラバ是レ亦原案ニ決シマス、刑事訴訟法中改正
法律案、政府提出、第二讀會、此議事ハ金子君其外ヨリ祕密會ノ要求ガゴザ
イマス、之ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○金子堅太郎君 チヨツト一言申シマスガ私ノ祕密會ヲ要求致シマシタノハ
前會ニ於テ司法大臣ニ質問ヲ致シマシタ豫審制度ノコトデゴザイマスガ、是
ハ條約改正ニ依リ外交ニ關係シテ意見ヲ述べタウゴザイマスカラ、アノ條ニ
來タキ、アノ條ダケ祕密會議ヲ願ヒタウゴザイマス、署名捺印等ノコトハ
公開ノ席デ差支ナイト思ヒマス、辯護人ヲ置クト云フ所ダケハドウゾ祕密會
ヲ御開キニナルコトヲ願ヒマス

○三好退藏君 刑事訴訟法改正法律案ニ附キマシテハ改正條約ニ關係ガアル
カナイカト云フコトニ附イテ考ガアリマスカラ主管ノ事務ハ違ヒマスケレド
モ外務大臣ノ御出席ヲ要求致シタノデアリマス、質問致シタイコトガアリ

○議長(公爵近衛篤磨君) フレハ矢張豫審制度ノ所ニ至テノコトニアラウト思ヒマス

○三好退藏君 サウデアリマス

○議長(公爵近衛篤磨君) フレデハ金子君ノ祕密會ノ要求ニ附キマシテハ今

宣告シマンシタガ、金子君ノ要求ハ豫審制度ノ簡條ニ至テカラデ宜イト云フ

コトデアリマスカラ、ソレマテハ公開ニシテ置キマス「刑事訴訟法中左ノ通

改正ス」ト云フ所ヨリ原案ノ七十二條第二項ト云フ所ノ前マデ…「官吏、公

吏ノ面前ニ於テハ本人署名スルコト能ハサル場合ト雖モ立會人ヲ要セス官

吏、公吏代署シテ其事由ヲ附記ス可シ」ト云フ所マデ問題ニ供シマス

(河田書記官朗讀)

刑事訴訟法中左ノ通改正ス

第二十條第二項中「若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ官吏、公吏ノ面

前ニ於テ作リタル場合ヲ除ク外立會人代署シ其事由ヲ記載ス可シ」ヲ削

ル

第二十一條 官吏、公吏訴訟ニ關スル書類ノ原本、正本又ハ謄本ヲ作ルニ

付キ文字ヲ改竄ス可カラス若シ插入、削除及欄外ノ記入アルトキハ之ニ

認印ス可シ文字ヲ削除スルトキハ之ヲ讀ミ得ヘキ爲メ字體ヲ存シ其數ヲ

記載ス可シ此規定ニ背キタルトキハ其變更増減ノ效ナカル可シ

第二十一條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十一條ノ二 官吏、公吏ニ非サル者ノ署名捺印ス可キ場合ニ於テ捺印

スルコト能ハサルトキハ署名ノミヲ爲シ署名スルコト能ハサルトキハ立

會人ヲシテ代署セシメ捺印ノミヲ爲シ若シ署名捺印スルコト能ハサルト

キハ立會人ヲシテ代署セシム可シ

立會人ハ其代署ノ事由ヲ記載シテ署名シ又ハ署名捺印ス可シ

官吏、公吏ノ面前ニ於テハ本人署名スルコト能ハサル場合ト雖モ立會人

ヲ要セス官吏、公吏代署シテ其事由ヲ附記ス可シ

○議長(公爵近衛篤磨君) 唯今朗讀ニナリマシタ分御異議ガゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクバ原案ニ決シマス、次ニ八十五條、

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクバ原案ニ決シマス、次ハ委員會ノ少

數意見、即チ成規ノ贊成ヲ以テ出テ居ル六十八條デアリマス

(小原書記官朗讀)

第六十八條 被告人ハ豫審中何時ニテモ辯護人ヲ用ルコトヲ得

被告人ノ法律上代理人ハ辯護人ヲ選任スルコトヲ得

檢事又ハ辯護人ハ豫審中何時ニテモ豫審判事ニ請求シテ訴訟記錄ヲ閱覽

スルコトヲ得

又必要ナリトスル處分ニ付臨時其請求ヲ爲スコトヲ得
○議長(公爵近衛篤磨君) 是ハ即チ祕密會ヲ要求セラレテ居ル簡條デアリマ

ス、祕密會トスルト云フコトニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 過半數ト認メマス、是ヨリ祕密會議ニ移リマス

午後二時十分祕密會議ニ移ル

〔賛成々々〕ト呼フ者アリ

(金子堅太郎君「本員ハ通告カシテアリマス…ト述フ」)

○議長(公爵近衛篤磨君) 通告ガアリマシテモ討論終局ノ動議ガ成立チマシタカラ先ツ此決ヲ採リマス、討論終局ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 過半數ト認メマス、討論ハ終局ニナリマシタ、然

ラバ採決ヲ致シマス委員會ノ少數意見ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(公爵近衛篤磨君) 少數ト認メマス、消滅ニナリマシタ、次ニ七十七

條ヨリ八十四條マデ朗讀省略イタシマス

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス以下倣之〕

第七十七條第二項ヲ左ノ如ク改ム

勾引狀、勾留狀ヲ執行スルニハ其正本ヲ携帶シ被告人ノ請求アルトキハ

之ヲ示ス可シ

同條ニ左ノ二項ヲ加フ

勾引狀、勾留狀ヲ執行シタルトキハ其正本ニ執行ノ場所及日時ヲ記載シ

若シ執行スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ記載シテ署名捺印ス可シ

巡查、憲兵卒ハ令狀ニ關スル書類ヲ檢事ニ差出ス可シ

第八十三條削除

第八十四條 在監中ノ被告人ニ對シ發シタル勾留狀ハ司獄官吏ヲシテ之ヲ

執行セシム

勾留狀執行ニ關シテハ第七十七條ノ規定ヲ適用ス

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクバ原案ニ決シマス、次ニ八十五條、

是ハ三好君ノ修正ガゴザイマス、委員會ノ修正モゴザイマス

第八十五條 勾留ヲ受ケタル被告人ハ官吏ノ立會ニ依リ他人ト接見スルコトヲ得

書類其他ノ物件ハ豫審判事ノ檢閱ヲ經タル後他人ト之ヲ授受スルコトヲ

得

豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリト思料シタルトキハ被告人ノ監房ヲ

別異シ他人トノ接見、書類物件ノ授受ヲ禁シ又ハ其書類物件ヲ差押フル

コトヲ得

(特別委員修正案)

第八十五條 勾留ヲ受ケタル被告人ハ官吏ノ立會ニ依リ他人ト接見スルコ

トヲ得

書類ハ豫審判事又ハ檢事ノ檢閱ヲ經タル後他人ト之ヲ授受スルコトヲ
得「豫審判事ハ必要ナリト思料シタルトキハ被告人ノ監房ヲ別異シ他人
トノ接見」書類物件ノ授受ヲ禁シ又ハ其書類物件ヲ差押フルコトヲ得

第八十五條 勾留ヲ受ケタル被告人ハ官吏ノ立會ニ依リ辯護人又ハ其親屬
(少數者意見修正案) 故舊ニ接見スルコトヲ得

書類ハ豫審判事ノ檢閱ヲ經タル後他人ト之ヲ授受スルコトヲ得
豫審判事ハ必要ナリト思料シタルトキハ其書類ヲ差押フルコトヲ得

○議長(公爵近衛篤脣君) 兩方ノ修正ガアリマスカラ起立ニ問ヒマス、委員
會ノ少數意見ニ贊成諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(公爵近衛篤脣君) 少數デゴザイマス、然ラバ委員會ノ修正ニ御異議
ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者多シ)

○議長(公爵近衛篤脣君) 次ニ第二節ト云フ所……

○議長(公爵近衛篤脣君) 第二節密室監禁第八十七條第八十八條及第八十九條削除

○議長(公爵近衛篤脣君) 御異議ガナクバ原案ニ決シマス、次ニ九十一條九
十二條、是ハ少數者意見ノ修正デゴザイマス

第九十一條 被告人ノ下ニ辯護人ノ三字ヲ加フ

第九十二條末項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

豫審判事ハ檢事若クハ辯護人ノ請求ニ依リ臨檢及ヒ證人又ハ鑑定人ノ訊
問ニ立會ハシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ檢事若クハ辯護人ハ證人又ハ鑑定人ニ對シ訊問ヲ爲ス
ヘキコトヲ豫審判事ニ請求スルコトヲ得

○三好退院君 本員ガ修正ヲ出シマシタノハ第六十八條ニ關聯シテ居リマス
モノダケデ、六十八條ガ潰レマシタ以上ハ一向必要ハナイノデアリマス

○議長(公爵近衛篤脣君) 諸君ガソレテ御異議ガナクバ別ニ決ハ採リマセヌ
(「異議ナシ」ト呼フ者多シ)

○議長(公爵近衛篤脣君) 次ニ百三十六條……

○議長(公爵近衛篤脣君) 第百三十六條ニ左ノ一項ヲ加フ

○議長(公爵近衛篤脣君) 第百條第一百一條ノ規定ハ鑑定人ニ付テモ亦之ヲ適用ス

○議長(公爵近衛篤脣君) 第百五十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤脣君) 然ラバ原案ニ決シマス、次ニ百五十八條ノ次ニ左
ノ一條ヲ加フ、是ニハ委員ノ修正ガゴザイマス

○議長(公爵近衛篤脣君) 第百五十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

○議長(公爵近衛篤脣君) 第百五十八條ノ二 保釋ヲ許ササル言渡ニ對シテハ其裁判所ヘ異議ノ申立
會ノ少數意見ニ贊成諸君ノ起立ヲ請ヒマス

裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聞キ其許否ヲ決定ス可シ
(特別委員修正案)

第百五十八條ノ二 保釋ヲ許ササル言渡ニ對シテハ其裁判所ヘ異議ノ申立
ヲ爲スコトヲ得

裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ其許否ヲ決定ス可シ
(特別委員修正案)

○議長(公爵近衛篤脣君) 委員會ノ修正ニ御異議ハゴザイマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者多シ)

○議長(公爵近衛篤脣君) ワレデハ委員ノ修正ニ決シマス、百七十八條ヨリ
末條マデ全部ヲ問題ニ供シマス

第一百七十八條 裁判長ハ何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告人ニ對シ
勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スルコトヲ得

第一百七十八條 裁判長ハ何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告人ニ對シ
勾引狀ヲ發スルコトヲ得

裁判所ハ被告人ヲ訊問シタル後何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告
人ニ對シ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

第一百七十九條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ
第一 被告人十五歳未満ナルトキ

第一百七十九條ノ二 左ノ場合ニ於テ被告人自ラ辯護人ヲ選任セサルトキハ
裁判所ハ檢事ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ辯護人ヲ付スルコトヲ得

第一百七十九條ノ二 左ノ場合ニ於テ被告人自ラ辯護人ヲ選任セサルトキ
第三 被告人婦女ナルトキ

第四 被告人精神病ニ罹リ又ハ意識不十分ナルノ疑アルトキ
第五 被告事件ノ模様ニ因リ裁判所ニ於テ辯護人ヲ必要ナリトスルト
ヘシ但辯護士一名ヲシテ被告人數名ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ辯護人ハ裁判長ノ職權ヲ以テ其裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ選任ス
ヘシ但辯護士一名ヲシテ被告人數名ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百三條 刑ノ言渡ヲ爲スニハ罪トナル可キ事實及ヒ證據ニ依リテ之ヲ
認メタル理由ヲ明示シ且法律ヲ適用シ其理由ヲ付ス可シ

第二百三條ヲ左ノ如ク改ム
第二百三條 刑ノ言渡ヲ爲スニハ罪トナル可キ事實及ヒ證據ニ依リテ之ヲ
認メタル理由ヲ明示シ且法律ヲ適用シ其理由ヲ付ス可シ

第二百三條 刑ノ言渡ヲ爲スニハ罪トナル可キ事實及ヒ證據ニ依リテ之ヲ
認メタル理由ヲ明示シ且法律ヲ適用シ其理由ヲ付ス可シ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤脣君) 委員ノ修正ニ御異議ガナケレバ委員ノ修正ニ決シ
マス、是ニテ二讀會ハ終リマシタ

○侯爵細川護成君 議事日程ヲ變更サレテ直ニ第三讀會ヲ開カレンコトヲ希

望イタシマス
〔賛成々々ト呼フ者多シ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 直ニ三讀會ヲ開キマス
テ結了イタシマシタ、今日ハモウ時刻ガ参リマシタカラ議事ハ是デ止メマス、御委託ニナリマシタ委員ノ姓名ヲ御報道致シマス

大分縣下郡界變更法律案特別委員
伯爵勸修寺顯允君 子爵大河内正質君 子爵高木正善君
子爵久留島通簡君 中村元雄君 男爵南光利君
男爵辻健介君 西村亮吉君 山中幸義君
○議長(公爵近衛篤磨君) 明日ノ日程ノコトアリマスガ、チヨット御協議ヲ致シマス、沖繩縣土地整理法案並取引所法中改正法律案ト云フノハマダ規則通リノ日限ニシマスト少シ間ガアリマスガ當議會モ切迫シテ參リマシタカラ明日ノ議事日程ニ載セテハ如何デゴザリマス
○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクバ其通ニ致シマス、明日ノ議事日程ヲ御報告致シマス
〔異議ナシト呼フ者多シ〕

〔太田書記官長朗讀〕
第一 明治三十二年度總豫算追加案(第二號)並同年度特別會計豫算追加案(特第三號)審查期限ヲ定ムルノ件
第二 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スルノ件(追第一號)審查期限ヲ定ムルノ件

第一

第二

第三

第四

第五

第六

第七

第八

第九

第十

第十一

第十二

第十三

第十四

第十五

第十六

第十七

第十八

第十九

第二十

第二十一

第二十二

第二十三

第二十四

第二十五

第二十六

第二十七

第二十八

第二十九

第三十

第三十一

第三十二

第三十三

第三十四

第三十五

第三十六

第三十七

第三十八

第三十九

第四十

第四十一

第四十二

第四十三

第四十四

第四十五

第四十六

第四十七

第四十八

第四十九

第五十

第五十一

第五十二

第五十三

第五十四

第五十五

第五十六

第五十七

第五十八

第五十九

第六十

第六十一

第六十二

第六十三

第六十四

第六十五

第六十六

第六十七

第六十八

第六十九

第七十

第七十一

第七十二

第七十三

第七十四

第七十五

第七十六

第七十七

第七十八

第七十九

第八十

第八十一

第八十二

第八十三

第八十四

第八十五

第八十六

第八十七

第八十八

第八十九

第九十

第九十一

第九十二

第九十三

第九十四

第九十五

第九十六

第九十七

第九十八

第九十九

第一百

第一百一

第一百二

第一百三

第一百四

第一百五

第一百六

第一百七

第一百八

第一百九

第一百二十

第一百二十一

第一百二十二

第一百二十三

第一百二十四

第一百二十五

第一百二十六

第一百二十七

第一百二十八

第一百二十九

第一百三十

第一百三十一

第一百三十二

第一百三十三

第一百三十四

第一百三十五

第一百三十六

第一百三十七

第一百三十八

第一百三十九

第一百四十

第一百四十一

第一百四十二

第一百四十三

第一百四十四

第一百四十五

第一百四十六

第一百四十七

第一百四十八

第一百四十九

第一百五十

第一百五十一

第一百五十二

第一百五十三

第一百五十四

第一百五十五

第一百五十六

第一百五十七

第一百五十八

第一百五十九

第一百六十

第一百六十一

第一百六十二

第一百六十三

第一百六十四

第一百六十五

第一百六十六

第一百六十七

第一百六十八

第一百六十九

第一百七十

第一百七十一

第一百七十二

第一百七十三

第一百七十四

第一百七十五

第一百七十六

第一百七十七

第一百七十八

第一百七十九

第一百八十

第一百八十一

第一百八十二

第一百八十三

第一百八十四

第一百八十五

第一百八十六

第一百八十七

第一百八十八

第一百八十九

議會議事

特別年限地租增徵ニ關スル法律案

(衆議院提出)

北海道拓殖銀行設立建議案(男爵小澤武雄)

(君外二名競議)

溫泉津燈臺建設

(家祿ニ關スル)

衆議院議員選舉法改正ノ請願

奥羽鐵道布設工事ニ關スル請願

葉煙草專賣支所改設ノ請願

賣藥印紙全廢ノ請願

醬油稅增加ヲ不可トスル件請願

家用料醬油製造取締ノ請願

復籍ノ請願

市街宅地上地下付ノ請願

家屋稅及醬油稅ニ關スル請願

社寺上地林還付ノ請願

鐵道國有ノ請願

午後四時一分散會

議會

議長

議員

議事

議論

議論